

道路清掃談合事案に係る当社の対応の概要

1. 経緯

2026年(令和8年)4月22日、公正取引委員会より、当社社員が、非公表の予定価格に関する情報を教示していた行為及び非公表の予定価格に係る積算基準に関する情報を教示していた行為が、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められるとして、同法第3条第2項に基づく改善措置要求を受けた。

代表取締役社長を本部長とする「道路清掃談合事案に係る再発防止対策本部(4月22日付。以下「対策本部」。)」と外部の有識者により構成される「道路清掃談合事案に係る再発防止対策有識者委員会(4月24日付。以下「有識者委員会」。)」を設置。

4月24日～6月22日の間、対策本部を開催し、有識者委員会の指導・助言を得ながら、改善措置を検討。

○調査内容

- ・関係者、道路清掃業務の発注に関与していた社員及び業者へのヒアリング
- ・対象年度に道路清掃業務の発注に関わった全社員へのフォレンジック調査
- ・全社員に対するアンケート

6月23日 公正取引委員会に対し、改善措置を通知。

2. 調査結果と主な改善措置

| 調査結果(発生原因) | 主な改善措置 | 実施予定時期 | 狙い・効果 |
|---|--|----------------------------------|---------------------------------|
| ① 今般の道路清掃談合事案を通じて、不正防止のためのコンプライアンスに係る取組みがまだ不十分であるということが確認された。 | 【コンプライアンス意識の徹底】(①) ・「コンプライアンス推進会議(仮称)」を設置し、推進計画を策定し、進捗管理を実施。 ・全役員・全社員に対するコンプライアンスに係る宣言の義務付け。 ・過去の違反事例に関して、職場ごとに定期的なミーティングの実施、研修を通じた社員教育。 | →2026年8月 →2026年7月 →2026年7月 | ・コンプライアンス意識の強化 ・違反事例の風化防止 |
| ② 当社元社員が、複数回にわたり業者に非公表の予定価格に関する情報を教示した。その際、業者からの依頼等があった。 | 【入札参加業者等との接触禁止に係る規定の整備等】(②、⑤) ・「発注者綱紀保持規程(仮称)」の制定。 ・業務上の必要がない入札参加業者等との接触禁止。やむを得ず接触する場合は、必ず複数名かつ社内のオープンな場所に対応し、記録を作成の上組織で共有する。 ・非公開情報を第三者やOBから求められた場合は、明確に拒否し、直ちに報告する。 | →2026年内 →実施済 →実施済 | ・不当な働きかけの抑止 |
| ③ ②の行為者が、発注担当外の部署に異動した後に、業者に情報を教示する目的を秘した上で、当時の発注担当者(計2名)から非公表の情報を入手した。 | 【秘密情報の管理に係る規定の整備等】(②、③、④) ・「入札契約情報の公表及び管理に関する規程(仮称)」を制定し、社員間提供の禁止を含む秘密情報の管理を徹底。 ・書類は施錠可能なキャビネット等により厳重保管、電子データはアクセス権限を厳格に設定。 | →2026年内 →実施済 | ・情報漏えいの防止 ・秘密情報の管理に関するルールの徹底 |
| ④ 当社社員が業者(当社OB)に積算基準に関する情報を教示した。 | 【再就職規制に関する見直し】(④) ・再就職規制の対象者を「役員及び部長級以上」から「総括課長級以上」へ拡大。 | →2026年6月 | ・不当な働きかけの抑止 |
| ⑤ 外部事業者との接触の在り方については、特に遵守すべきものが定められていなかった。 | | | |

3. 有識者委員会の提言を受けて今後検討する項目

| 検討項目 | とりまとめ予定時期 |
|--|-----------|
| (1) 清掃業務の発注方法に関する抜本的な改革 (2) 維持管理業務その他発注業務全体の在り方の見直し (3) 中長期的な持続性を踏まえた検討の推進 (4) ガバナンスの強化 | →2026年内 |